



水保第507号

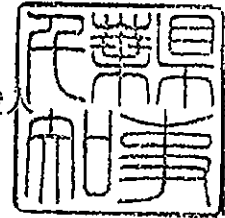
千葉県環境審議会 様

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例等に基づく排水基準  
の変更について（諮問）

下記のことについて、水質汚濁防止法第21条第1項及び千葉県環境保全条例  
第20条第3項の規定により諮問します。

令和6年7月2日

千葉県知事 熊谷 俊人



記

諮問

- 1 水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例に基づく排水基準の変更について
- 2 千葉県環境保全条例に基づく排水基準の変更について



環 第 4 0 9 号  
千 環 審 第 2 号  
令 和 6 年 7 月 2 2 日

千葉県環境審議会

水環境部会長 佐々木 淳 様

千葉県環境審議会

会長 宮 脇 健太郎



審議事項の部会への付議について

令和6年7月2日付け水保第507号で千葉県知事から諮問のあった下記事項について、千葉県環境審議会運営規程第5条の規定により、貴部会に付議します。

記

- 1 水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例に基づく排水基準の変更について
- 2 千葉県環境保全条例に基づく排水基準の変更について